

平成28年2月9日

人事局

さいたま放送局記者によるタクシー券不正使用について

(処 分)

NHKさいたま放送局の記者3人が、平成27年11月までの1年あまりの間に、業務用のタクシー券を私的な理由で使っていたことが、内部調査で判明しました。1月29日、責任審査委員会を開き、記者と上司あわせて8人の懲戒処分を決め、同日、報道発表しました。

○惹起者：一般職のため1月29日内示、2月5日発令

さいたま放送局 放送部

職員（31歳 男 私的利用は41件・約36万円）諭旨免職

職員（23歳 男 私的利用は13件・約12万円）停職1か月

職員（29歳 男 私的利用は1件・6850円）出勤停止5日

○上司：管理職は1月29日内示・発令

さいたま放送局

放送局長 出勤停止 3日（2月8日付 総務局主幹に異動）

放送部長 出勤停止 3日

前放送部長 出勤停止 3日

副部長2人 出勤停止14日

(再発防止に向けて)

○使用状況の全国緊急調査（2月1日～）

本部と地方あわせて86部局が対象 2月中めどに結果取りまとめ

○再発防止策

タクシー券使用の管理強化

管理責任体制の明確化と使用後のチェック体制の強化など

以上